

南越前町指定介護予防支援事業所 (南越前町地域包括支援センター) 感染対策指針

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる指定介護予防支援事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い指定介護予防支援の提供を図ることができるよう、感染症対応業務継続計画（BCP）や庁内規程および社会的規範を遵守するとともに、当事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- 1) 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- 2) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - ①利用者の健康管理
 - ②職員の健康管理
 - ③標準的な感染予防策
 - ④衛生管理
- 3) 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に研修（含む入職時）を定期的実施する。
- 4) 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に訓練を定期的実施する。
- 5) 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し指針の更新を行なう。

(2) 発生時の対応

- 1) 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染症対応業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- 2) 感染事例等が発生後は、感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。
 - ①生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ②消毒
 - ③指定介護予防支援業務の実施内容・実施方法の確認
 - ④濃厚接触者への対応 等
- 3) 感染事例等が発生後は、必要に応じてセンター長と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の医療機関や保健所、行政関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。
 - ①医療機関： 国民健康保険 今庄診療所 連絡先：0778-45-0030
 - ②保健所： 福井県丹南健康福祉センター（鯖江） 連絡先：0778-51-0034
 - ③指定権者： 南越前町保健福祉課 介護保険担当者等
- 4) 感染事例等の発生後は、必要に応じてセンター長と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の関係者への連絡をすみやかに行う。
 - ①事業所職員の感染の場合
 - (ア) 事業所内職員全員
 - (イ) 感染した職員が担当する利用者の中で必要な利用者及び、利用者家族
 - (ウ) (イ) の利用者が利用している介護予防サービス事業所等
 - (エ) その他必要と思われる者
 - ②事業所職員が担当する利用者の感染の場合
 - (ア) 事業所内職員全員
 - (イ) 感染した利用者が利用中の介護予防サービス事業所等
 - (ウ) その他必要と思われる者

<変更・廃止手続>

本指針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本指針は、2024年4月1日から適用する。